

# ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される皆様へ

この書類はワンストップ特例申請書を希望された方にお送りしています。

## 【ふるさと納税ワンストップ特例制度とは】

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が 5 団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を町に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

## ワンストップ特例の対象となる条件

- ① 寄附金控除のほかに確定申告・個人住民税の申告を行う必要がないこと
  - ② 寄附を行う自治体数が 5 以下であること
- \* 給与所得や退職所得のほかに所得があってもともと確定申告が必要な場合や医療費控除などが該当する方、ふるさと納税以外の寄附金控除を受ける方は特例の対象になりませんので、従来どおり確定申告を行う必要があります。

## 【ご注意ください】

確定申告をする方や 6 団体以上にワンストップ特例を申請する方などは特例が適用されません。適用されなくなった方が控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

・ワンストップ特例の申請書を提出した場合でも、次の場合に該当したときは申請がなかったこととなります。

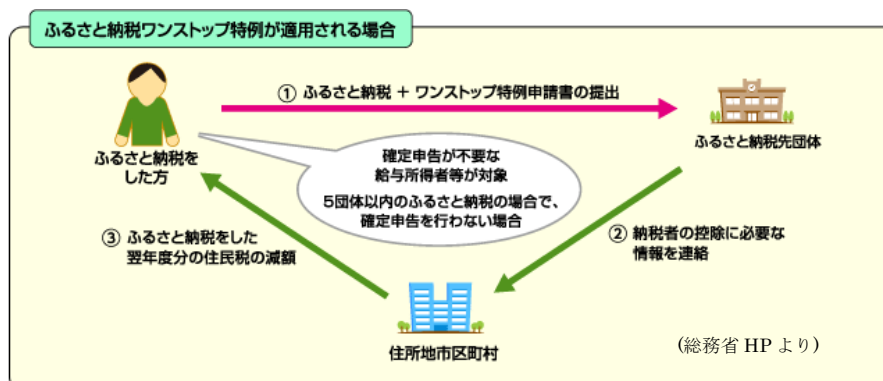
- ① 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告を行った場合
- ② 寄附を行った自治体の数が 6 以上になった場合
- ③ 寄附した翌年の 1 月 1 日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない場合

・特例申請後に住所が変更となる場合は、寄附先の自治体へ **翌年の 1 月 10 日(必着)までに** 変更届を提出する必要があります。(様式は町または総務省のホームページからダウンロードするか、町へご連絡ください)

・ワンストップ特例申請書は **翌年の 1 月 10 日(必着)までに** ご提出ください。それ以降の提出は受付できません。

・平成 31 年に行った寄附についてワンストップ特例の申請を行った場合、ふるさと納税として自治体に寄附した金額の内 2000 円を超える部分について一定の上限までは平成 32 年度分(2020 年度分)の住民税から控除されます。

・ワンストップ特例を希望された方にも受領証明書を送付します。大切に保管してください。



山ノ内町役場 総務課 友好交流係

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1

Tel : 0269-33-3111 Fax : 0269-33-4527



## ワンストップ特例申請の手順

### ①「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入押印する。

寄附申込時に申請書を希望された方には氏名住所等を印字した申請書を同封しております。記入例を参考にご記入ください。

### ②「個人番号確認の書類(A)」と「本人確認の書類(B)」を用意する。

2016年のマイナンバー導入に伴い、なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー(「通知カード(マイナンバーを通知するカード)」または「個人番号カード(マイナンバーの入った公的身分証明書)」)の受け取り状況に合わせて、以下の表の(A)と(B)の両方の書類を用意してください。**提出期限は翌年の1月10日(必着)です。**

		「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
(A)	個人番号 確認の書類	個人番号カードの 裏のコピー 	通知カードのコピー 	個人番号が記載された 住民票のコピー
(B)	本人確認の 書類	個人番号カードの 表のコピー 	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書  ※写真が表示され、氏名、生 年月日または住所が確認で きるようにコピーする。  ※いずれの身分証もお持ちで ない方はお問い合わせください。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書  ※写真が表示され、氏名、生 年月日または住所が確認で きるようにコピーする。  ※いずれの身分証もお持ちで ない方はお問い合わせください。

### ③書類を郵送する。

同封しました山ノ内町役場行の返信用封筒に、上記①と②の書類を入れて封をして投函してください。切手の貼り付けは不要です。後日、受付しました申請書の半券を郵送しますので保管してください。

申請書の提出期限は翌年の **1月10日(必着)** です。

**!! 注意 !!**

書類が足りないものや期限を過ぎて到着したものについては申請書を返却いたします。提出前に確認をしていただくようお願いいたします。

